

「ほのぼの」シリーズ
介護保険対応版 ほのぼのNEXT
システム担当者 様



システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

令和7年8月施行の室料相当額控除の適用に伴う 対応について

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。
早速ではございますが、令和6年度介護報酬改定にて、厚生労働省より「介護保険最新情報 Vol. 1397
(令和7年8月からの室料相当額控除の適用について)」の事務連絡が発出されました。
これに伴い、ほのぼのNEXTの対応についてご案内いたします。
末筆ながら、貴事業所の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

敬具

記

■対象事業種別

介護老人保健施設
介護医療院

※短期入所療養（介護老人保健施設、介護医療院）は対象外となります。

■事務連絡の内容について

令和7年8月施行の「室料相当額控除」及び「多床室の基準費用額（居住費）」の対応は、ほのぼのNEXT
令和7年4月版で対応しておりますが、その後、厚生労働省より新たに事務連絡が発出され「外泊時は室料相当額
控除を適用しない」との通知がありました。

《参考》

介護保険最新情報Vol. 1397（令和7年8月からの室料相当額控除の適用について）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2025/0623103904970/ksvol.1397.pdf>

○単位数

対象者について、室料相当額控除として▲26単位/日

（該当する施設の多床室の利用者における基準費用額（居住費）について+260円/日）

※ ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、
※ 外泊時には室料相当額控除は適用しない。

尚、ほのぼのNEXTの令和7年4月版の対応内容につきましては [メニュー] → [ヘルプ(H)] → [お知らせ] 画面 → [リリース] → 「【第3版】2025年度法改正（4月版）設定ポイント集」からご確認いただけます。

■今後の対応について

現在、外泊時の多床室の基準費用額（居住費）の取扱いについて、国保中央会及び厚生労働省へ疑義照会を行っております。疑義回答や正式な情報が公開され次第、必要に応じてほのぼのNEXTにおいても対応を行う予定です。対応方針が決まりましたら、8月中に改めてご連絡いたします。

現行の『ほのぼのNEXT令和7年4月版』における仕様や、疑義照会中の内容につきましては、「【別紙】ほのぼのNEXT令和7年4月版における外泊時の多床室の基準費用額（居住費）について」をご確認ください。

■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上

